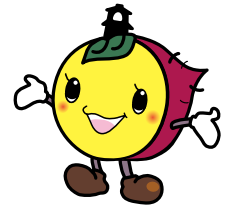




かわごえ

議会だより



川越市マスコットキャラクター ときも



旧川越織物市場整備後のイメージ図

平成 30 年
第 3 回定例会

旧川越織物市場整備工事請負契約を可決

放課後児童健全育成事業の設備等に関する基準条例の一部を改正する条例を可決

定例会の経過

< 6 月 >

7日	議案 13 件 上程 報告 4 件	21日	4 常任委員会
12日	市政報告 議案質疑	25日	2 特別委員会
13日	議案 1 件 撤回 議案質疑	26日	特別委員会
15日	川越地区消防組合のあり方 に関する特別委員会設置 決議 1 件 採決 一般質問	27日	特別委員会
18日	一般質問	29日	市政報告 請願 1 件 議案 12 件 採決
19日	一般質問		議案 2 件 上程 議案 2 件 議員提出議案 1 件 採決
20日	一般質問 人事案件 1 件 採決 市政報告		

目次

市長提出議案	(2)~(3)
議決結果一覧表	(4)
議案質疑	(5)~(7)
討論	(7)
一般質問	(8)~(11)
市政報告	(11)~(13)
第 2 回急施臨時会	(14)
議会情報	(15)~(16)
議場コンサート	(16)

債権管理条例

6月7日、議案第63号「川越市債権管理条例を定めることについて」が上程され、6月12日に2名の議員が質疑を行い、議案に対する懸念が示されました。(質疑については5～6ページをご覧ください)

6月13日、市長より、議案第63号を撤回し、別途管理していた債権について説明した後、今定例会に再提出したい旨の申し入れがあり、撤回承認されました。

6月20日、別途管理していた債権について、市政報告「別途管理している水道料金債権について」がありました。(市政報告については12ページをご覧ください)

6月29日、債権の放棄の対象となる非強制徴収公債権および私債権の額を、100万円未満から50万円未満に、また、施行期日を平成30年10月1日から平成31年1月1日に修正した議案第76号「川越市債権管理条例を定めることについて」が上程され、質疑が行われ、委員会に付託した上で、継続審査となりました。(質疑については7ページをご覧ください)

○制定の趣旨

本市の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定めるため、川越市債権管理条例を制定しようとするものです。

○制定の内容

(1)督促、滞納処分、強制執行等について

市の債権について、債権の督促、滞納処分、強制執行等を法令等の定めにより行うことを定めようとするものです。

(2)情報の利用について

履行期限までに履行されない債権がある場合、法令の範囲内かつ債権管理に必要な限度で、当該債務者の他の債権に係る情報を利用することができることを定めようとするものです。

(3)債権の放棄について

一定の要件に該当する50万円未満の非強制徴収公債権および私債権については、議会の議決を経ずに、市長および上下水道事業管理者の権限において債権を放棄できることを定めようとするものです。

また、放棄した債権については議会に報告しようとするものです。

(4)その他

施行に関し必要な事項について規定しようとするものです。

○施行期日

平成31年1月1日から施行しようとするものです。



16件の市長提出議案を審議しました。各議案への質疑については、5～7ページを、討論は、7ページをご覧ください。採決の結果は4ページの議決結果一覧表をご覧ください。

市長提出議案

市税条例等の一部改正

○改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、川越市税条例等の一部を改正しようとするものです。

○改正の内容

- (1)個人市民税について、非課税の範囲を改めるとともに、前年の合計所得金額が2500万円を超える所得割の納税義務者に対しては基礎控除および調整控除を適用しないこととしようとするものです。
- (2)資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等が行う法人市民税の申告について、電子申告を義務化しようとするものです。
- (3)市たばこ税の税率を段階的に引き上げるとともに、新たに製造たばこの区分として設けられた加熱式たばこについて、段階的に新たな課税方式に改めようとするものです。
- (4)生産性革命集中投資期間中における中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置等について定めようとするものです。
- (5)その他所要の規定の整備をしようとするものです。

○施行期日

一部を除き、公布の日としようとするものです。

農業振興審議会条例

○制定の趣旨

川越市農業振興計画の策定および変更等に関する事項について審議する附属機関を設置するため、川越市農業振興審議会条例を制定しようとするものです。

○制定の内容

川越市農業振興審議会の所掌事務、組織、委員の任期その他運営に関し必要な事項について規定しようとするものです。

○施行期日

公布の日としようとするものです。

旧川越織物市場整備工事請負契約

- 工事名 旧川越織物市場整備工事
- 工事場所 川越市松江町2丁目11番地10ほか
- 延べ床面積 旧川越織物市場東棟 394.13㎡
旧川越織物市場西棟 389.99㎡
旧栄養食配給所ほか 258.27㎡
- 構造 木造2階建てほか
- 契約の方法 一般競争入札
- 契約の金額 324,000,000円
- 契約の相手方 川越市大字伊佐沼102番地1
株式会社芦沢建設
- 工期 本契約締結の日から平成31年12月20日
まで
- 施設の概要
 - (1)旧川越織物市場 アトリエ、企画展示室、入居者
交流室、事務室等
 - (2)旧栄養食配給所 展示室等
 - (3)附帯施設 水廻り棟、交流機能施設および倉庫

放課後児童健全育成事業の 設備等の基準条例の一部改正

○改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

○改正の内容

放課後児童健全育成事業所ごとに置かれる放課後児童支援員となることができる者の基準を変更しようとするものです。

○施行期日

一部を除き、公布の日としようとするものです。



川越地区消防組合のあり方 に関する特別委員会を設置

川越地区消防組合は、昭和48年に川島町と本市が古来より歴史・文化のつながりが深いことから、お互いに連携しながら消防事務を共同処理する一部事務組合として設置されました。



川越地区消防組合は、現在、新庁舎建設を整備するに当たり、用地の取得等の負担割合について協議を進めており、本年5月14日に川島町長より川越市長宛てに人口の減少などの社会情勢の変化を鑑み、組合経費の負担割合を見直しすることも検討してほしいとの要望書が提出されました。

本市議会としては、この負担割合が設立以来変更されていない状況を踏まえ、この負担割合をはじめとした川越地区消防組合のあり方を調査・研究するために川越地区消防組合のあり方に関する特別委員会を設置しました。

6月25日に委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。委員の構成は次のとおりです。

委員長	新井喜一	副委員長	小林薫
委員	明ヶ戸亮太	委員	柿田有一
委員	高橋剛	委員	三上喜久蔵
委員	小ノ澤哲也	委員	片野広隆

議員提出議案 手話言語条例

○制定の趣旨

手話が言語であることを認識し、手話の普及に努め、ろう者とろう者以外の者が共に暮らしやすいまちにするため、川越市手話言語条例を制定しようとするものです。

○制定の内容

- 1 手話はろう者が生活を営むために使用する言語であり、文化的所産であることを理解します。
- 2 ろう者とろう者以外のものが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生します。
- 3 ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重します。

○施行期日

公布の日としようとするものです。

※条例における「ろう者」とは、広義的な意味合いを持ち、難聴者、中途失聴者を含むものです。

議会の傍聴における手話通訳者派遣

議会は、7階の傍聴受付で、住所・氏名を傍聴申込書にご記入いただくだけでどなたでも傍聴することができます。傍聴に際し、手話通訳を希望される方は、あらかじめ傍聴を希望する日の5日前までに議会事務局までご連絡ください。

議会事務局 電話：049-224-6067

E-Mail: giji@city.kawagoe.saitama.jp

議案議決結果一覧表

●全員一致で可決した議案

議案番号	議案名	議案番号	議案名
同意 3	農業委員会委員の任命につき同意を求めること (桐野忠氏)	議案 69	川越市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例
請願 1	川越市における同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願	議案 70	川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案 62	川越市税条例等の一部を改正する条例	議案 71	旧川越織物市場整備工事請負契約
議案 64	川越市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	議案 72	川越市道路線の認定 (橋りょう新設)
議案 65	川越市介護保険条例の一部を改正する条例	議案 73	川越市道路線の認定 (開発行為)
議案 66	川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	議案 74	平成30年度川越市一般会計補正予算 (第1号)
議案 67	川越市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	議案 75	川越市職員退職手当条例等の一部を改正する条例
議案 68	川越市農業振興審議会条例	議員提出議案2	川越市手話言語条例

*議長は採決に加わっておりません。 *欠席…1人
 *同意3は、議案に関係する議員1人は、採決に加わっておりません。

●賛否が分かれた議案

○……賛成 ×……反対 △……退席

議案番号	議案名	議決結果	会派等の賛否							
			自由民主党	公明党	日本共産党	やまぶき会	政晴会	市リフォーラム	立憲・民進党	無所属の会
決議 1	関口勇議員に対する問責決議	原案可決	※1	○	○	○	○	※2	○	○

*議長は採決に加わっておりません。
 ※1…議案に関係する議員1人は、採決に加わっておりません。反対9人
 ※2…賛成2人、退席1人

●撤回承認した議案

議案番号	議案名
議案 63	川越市債権管理条例

*議長は採決に加わっておりません。

●継続審査となった議案

議案番号	議案名
議案 76	川越市債権管理条例

*議長は採決に加わっておりません。 *欠席…1人

●お知らせ●

○4月1日付で会派名称届が提出され、「民進党議員団」が「立憲・民進党議員団」に名称を変更しました。

○4月1日付で交渉団体結成届が提出され、吉田光雄議員、小林薫議員による「無所属の会」が結成されました。

関口勇議員に対する問責決議

平成30年4月23日から4月26日にかけて行われた川越市議会総務財政常任委員会の行政視察に参加していた関口勇議員は、4月25日に開催された川越市農業委員会総会を欠席した。

現在、川越市議会が推薦し選ばれている農業委員は関口議員しかいない。川越市の農政に関する重要な協議を行う農業委員会総会に議会が推薦し選ばれている委員が一人も出席しないことになったことを受け、議会運営委員会は関口議員が欠席するという判断に至った経緯を確認することになった。

5月31日に開催された議会運営委員会で関口議員出席の下、農業委員会総会を欠席するに至る判断や経過、当日行われた会議の内容、議会が推薦し選ばれている農業委員としての自覚や責任について種々質疑が行われた。

現在、議会が推薦し選ばれている委員は1名であること、各会派からも農業委員への希望がある中で選ばれて

いることを問われたのに対し関口議員は、「認識している」と答えたが、当日欠席すれば議会が推薦し選ばれている委員が総会にいなくなることへの考えは答えられなかった。さらに、4月25日の農業委員会総会の会議内容を問われると、「毎回同じ議題があがっている」と答え、議会運営委員会は紛糾した。農業委員会は農地に関わる許認可を持つ組織であり、毎回の会議は一つ一つ独立した重要な案件が審議されており、この発言は重大である。

これら関口議員本人から述べられた内容は、市議会として到底受け入れられるものではない。関口議員の言動は、議会が推薦し選ばれている農業委員としての自覚や責任を欠くばかりでなく、これまでの問題行動を考慮すると、農業委員として必要な資質を備えていないと言わざるを得ない。

よって、本市議会は関口勇議員の農業委員の辞任を求めるとともに、その責任を厳しく問うものである。

右、決議する。

平成30年6月15日

川越市議会

本会議における 議案質疑

【質疑をした会派名】

今定例会では延べ14名の議員が質疑を行いました。

【インターネット録画放送】

川越市議会ホームページで
ご覧いただけます。

【今定例会の会議録】

議会議事録ホームページ、
または図書館等で
8月下旬頃から閲覧できます。

会議録の閲覧等

【閲覧場所】

図書館／市民センター／議事
事務局／情報公開窓口（東庁舎）

議案第62号 市税条例等の一部改正

【公明党】（政晴会）【自由民主党】（日本共産党）

閣給与所得および公的年
金等控除から基礎控除へ
の振替が与える影響は。

閣給与、公的年金等所得
者に影響はない。青色申
告特別控除等の調整措置
対象とならない事業所得
者等は税負担が軽減する。

閣個人所得課税の見直し
で税負担が増す内容は。

閣給与所得控除額の上限
額の見直し、公的年金等
控除額の上限額の設定、
基礎控除が通減・消失す

る仕組みの導入および調
整控除が消失する仕組み
の導入である。

閣中小企業の設備投資へ
の特例措置を利用するこ
とで生じる利点は何か。

閣対象の償却資産に係る
固定資産税が新たに課税
される年度から3年間ゼ
ロとなることに加え、国
の補助事業を申請した場
合に優先採択や補助率の
引き上げが行われるもの
である。

閣他市における特例割合
の状況は。

閣平成30年度税制改正の
際、中核市52市、県内
61市町村が、特例割合を
ゼロとする意向である。

閣資本金または出資金の
額が1億円以下の法人、
資本金または出資金を有
しない法人で従業員数が
千人以下の法人、従業員
数が千人以下の個人のい
ずれかのうち、先端設備
等導入計画の認定を受け
たものである。

閣本市が策定する導入促
進基本計画の内容は。

閣特別措置を受けること
で償却資産に係る固定資
産税の課税標準がゼロと
なるが、特例適用期間は
資産の取得時期によって
どのようになるのか。

閣生産性向上特別措置法
の施行の日である平成30
年6月6日から平成33年
3月31日までの間に取得
された一定の償却資産に
ついて、課税されること
となった年度から3年間
特例措置が適用される。

閣ものづくり・商業・サ
ービス経営力向上支援事
業、小規模事業者持続化
補助金、戦略的基盤技術
高度化支援事業、サービ
ス等生産性向上IT導入
支援事業の4つの補助事
業について、優先採択と
なる審査上の加点措置が
受けられるほか、一部補
助率引き上げの優遇措置
も受けられる。

閣中小企業庁の調査によ
ると、中核市52市、県内
61市町村が、特例割合を
ゼロとする意向である。

閣資本金または出資金の
額が1億円以下の法人、
資本金または出資金を有
しない法人で従業員数が
千人以下の法人、従業員
数が千人以下の個人のい
ずれかのうち、先端設備
等導入計画の認定を受け
たものである。

閣本市が策定する導入促
進基本計画の内容は。

大綱において、社会保障
制度等の給付や負担の水
準に関して意図せざる影
響や不利益が生じないよ
う適切な措置を講じない
ればならないとされてい
ることから、今後の国の
動向を注視していきたい。
閣固定資産税の特例割合
をゼロとした根拠は何か。
閣本特例措置の積極的な
活用により、市内の中小
企業の新たな設備投資を
後押しするとともに、そ
の労働生産性が向上する
ことが見込まれることを
踏まえ、一定の減収は見
込まれるものの、今後の
企業収益の向上や雇用環
境の改善が期待されるこ
とから、中期的にはメリ
ットがあると判断したも
のである。

閣このままでの債権回収の
取り組みと合わせ、債務
者の死亡等により徴収不
能に陥っている債権につ
いても積極的に対応を行
う必要があると考えた。

閣水道料金債権を別途管
理するようになった経緯。
閣水道料金債権が平成15
年に最高裁で私法上の債
権と判断されたことから、
消滅時効となる期間が経
過した回収見込みのない
債権について、会計上、
不納欠損処理を行い、時

効の援用がない債権につ
いて別途管理することと
したものである。

閣条例制定後の収入率向
上プランへの取り組みは。
閣債権回収の取り組みに
加え、本条例の債権放棄
の基準による統一的な事
務処理を行い、債権的回
収と放棄をともに推進し、
プランの目標達成に向け
取り組んでいく。

川越市が保有する収入
未済の債権の中で、平成

（次ページへ）

17年から別途管理いわゆる簿外管理されてきた水道料金債権9244件、約6225万円が初めて議会に示され明らかになった。市の会計や決算を監査する監査委員に対し、この長期にわたり簿外管理されてきた水道債権については報告されてきたのか。

議案第68号 農業振興審議会条例

〔公明党(日本共産党)〕

今回、審議会設置の必要性の考えに至った経緯はどのようなことか。

【答】次期計画では都市農業振興基本法に基づく計画としての位置付けを考えていることや、本市農業の課題に応じた施策を総合的に講じていくために、新たな計画策定を行うこの機に審議会設置が必要と考えた。

【問】次期計画策定のスケジュールはどうか。
【答】審議会は4回程度の開催を予定し、来年1月から2月に意見公募を行い、

6月13日、この質疑に対する答弁が行われる前に、市長からの申し入れにより本議案は撤回されました。
なお、6月29日に上程された議案第76号に対する質疑は、7ページをご覧ください。

3月中旬に計画を策定する。次期計画策定後、審議会に事業の進行管理を期待しているか。

【答】審議会は、本市の農業振興の推進を図るための附属機関として、計画の策定および変更だけでなく、市が計画策定後の進行管理を行うためにも開催していきたい。

【問】市内の農業者の審議会委員とはどのような人を想定しているのか。
【答】選任に当たっては、水稲地域の農業者など本市

農業の状況を踏まえ、適切な人をお願いしたい。
【問】審議会を設置することによる効果は。
【答】より視野の広い、専門性、先見性、消費者目線も入った一定の意見を答申してもらおうことを効果として期待している。

議案第70号 放課後児童健全育成事業の設備等の基準条例の一部改正

〔政晴会(日本共産党)〕

5年以上の実務経験がある者から、市長が適当と認めるためにどのような判断指標を設けるのか。

【答】放課後児童支援員は、子どもの育成支援の充実を図るため、必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならず、一定以上の実務経験が必要と考える。

このことから、5年以上継続して従事していたか、勤務状況が良好であったかについて判断していく。

【問】次期計画策定に向けて課題をどのように反映させていくのか。

【答】農業所得を増加し農業が魅力ある産業となるような施策や、小規模農業への視点を明確にし、小規模経営の農業者の営農活動や農地維持に向けた施策を計画に位置付ける必要がある。さらに、「農のある生活」として、市民農園等について計画に位置付けていきたい。

【問】放課後児童支援員として適した人材を選出するために、平成31年度までに判断指標を策定すべきではないか。
【答】厚生労働省の省令改正や方針を待つ必要があるが、今年度中に策定し来年度から適用できるように努力していきたい。

【問】条例改正の背景は。

【答】放課後児童クラブの需要の高まりに伴い、放課後児童支援員の不足が懸念されていることから、優秀な人材を広く登用することができるよう、資格要件を拡大するものがある。

議案第71号 旧川越織物市場整備工事請負契約

〔公明党(日本共産党)〕

子どもの安全や発達状況に配慮しながら、主体的な遊びや生活ができるよう、子どもの健全な育

【問】旧川越織物市場整備事業に係る国の助成は。
【答】国土交通省の社会資本整備総合交付金を最大限に活用する予定であり、3カ年の計画ベースで、総額1億7195万5千円を見込んでいます。

【問】旧川越織物市場の建物を生かした活用方策は。
【答】若手のアーティストやクリエイターが創業支援を受けながら、一定期間、制作活動を行うための「

成支援をしていく役割を担っており、専門性のある職業と考える。
【問】現在、放課後児童支援員は非正規職員だが、どのような課題があるか。
【答】放課後児童支援員の業務内容は多種・多岐にわたり、幅広い知識・技能が求められている。長期的に安定した雇用形態が必要であり、検討すべき課題として捉えている。

【問】旧川越織物市場整備事業に係る国の助成は。
【答】国土交通省の社会資本整備総合交付金を最大限に活用する予定であり、3カ年の計画ベースで、総額1億7195万5千円を見込んでいます。

【問】旧川越織物市場の建物を生かした活用方策は。
【答】若手のアーティストやクリエイターが創業支援を受けながら、一定期間、制作活動を行うための「

【問】旧川越織物市場の建物を生かした活用方策は。
【答】若手のアーティストやクリエイターが創業支援を受けながら、一定期間、制作活動を行うための「

旧川越織物市場の建物を活用し目指すものは。

【答】川越は、古くからヒトやモノが集まる物資の集散地として発展してきた。若手のアーティストやクリエイターがやがて周辺地域に根付くことで、オリジナルのモノや情報を発信する現代版の物資の集散地となるよう、地域の再生・活性化を目指す。

固想定している入居者は。

【答】ものづくりやまちづく

議案第72号

道路線の認定(橋りょう新設)

【立憲・民進党】

固完成してもいない焼米橋をなぜ市道認定するのか。

【答】焼米橋は現在、7月末の完成に向けて工事を進めている。このため、完成した後速やかに供用を開始して、今年度の2学期からの通学などにも利用できるよう、今回、認定議案を上程した。

固完成形や延長が確認できない議案参考資料ではないか。

【答】焼米橋は現在、7月末の完成に向けて工事を進めている。このため、完成した後速やかに供用を開始して、今年度の2学期からの通学などにも利用できるよう、今回、認定議案を上程した。

固完成形や延長が確認できない議案参考資料ではないか。

【答】焼米橋は現在、7月末の完成に向けて工事を進めている。このため、完成した後速やかに供用を開始して、今年度の2学期からの通学などにも利用できるよう、今回、認定議案を上程した。

議案第76号 債権管理条例

【立憲・民進党】

固取り下げた議案第63号のの中身は何が問題だったのか。

【答】市長等の権限により放棄が可能となる債権の上限額について、「市長の専決処分事項の指定について」における各種事項の金額をそのまま適用することの妥当性の検証と、市民が有する個人情報に関する権利に影響を与える内容を含んでおり、市民に十分周知することを、改めて検討する必要がある。

固市長等の権限により放棄が可能となる債権の上限額について、

【答】別途管理について指摘等を行ってきたが、その対応が図られなかったことについては問題である。これまで以上に水道料金債権の適正管理に努めるように」との意見があった。

固市長等の権限により放棄が可能となる債権の上限額について、

【答】別途管理について指摘等を行ってきたが、その対応が図られなかったことについては問題である。これまで以上に水道料金債権の適正管理に努めるように」との意見があった。

討論

今定例会では、次のような討論が行われました。

決議第1号

反 対

【自由民主党】

問題となった農業委員

定の個人を追及する案件が続いており、今回の件も全く決議に値する行為ではないと考える。よって本決議に断固反対する。

賛 成

【日本共産党】

現在市議会から選ばれている農業委員は1人しかいない中、関口議員は常任委員会の視察を理由に総会を欠席した。総会より視察を優先した理由や当日行われた会議の内容を問われたが明確に答えられなかった。また農業委員会の会議は毎回同じ議題があがっているとの発言は委員としての責任と自覚に欠ける。農業委員会は許可権限を持つ重要な組織で、議会から選ばれる数少ない委員としてふさわしくない。

賛 成

【立憲・民進党】

関口勇議員の農業委員会委員としての自覚と責任が問われているにもかかわらず、他の議員に責任を転嫁し、問題を矮小化する低レベルな反対討論は残念だ。自民党会派の議員に対し職責や自覚を促せない現状が続けば、今後も同様な問題を引き続けるのではないかと本決議を通し、議員として農業委員としての自覚を求め賛成討論とする。

請願第1号

賛 成

【日本共産党】

性自認や性的指向は個人の尊厳に基づく何者にも侵せない基本的人権。今日の社会は少数者への無理解から多くの当事者が自信をもって生きることを妨げられている。人間は他者と支え合い社会をつくっており、最も基本的な単位が家族。世界のすう勢は同様の制度が公的に整備されつつあり、国内でも当事者たちの努力で前進している。国際都市にふさわしく、多様性を認める社会へ具体的な施策への検討を求める。

問題となった農業委員

問題となった農業委員



公明党 田畑 たき子 6
SDGsの達成に向けて

問SDGs（持続可能な開発目標）のビジョンを達成するには、市内全体で取り組む必要があると思うが、市の考えを問う。

答総合政策部長 SDGsは内容が多岐にわたり、数多くの部署が関連する。市では持続可能なまちづくりの観点から、既に川

越市総合計画に連なる各個別計画において具体的な取り組みを進めている



政晴会 樋口直喜 7
蔵里周辺の面的整備を

問蔵里周辺の面的整備のため、中央通り線の整備に続き、蔵里前の道の美装化を含む連雀町新富町通線道路整備事業に取り組むべきではないか。

答建設部長 連雀町新富町通線は歴史的地区環境整備街路事業の構想路線の一つであり、路線に面

する小江戸蔵里などの街並みと調和のとれた歩行空間の創出を図るため、



公明党 大泉一夫 8
自治会加入促進を図る条例

問地域と行政を結び自治会は住民自治に必須と考

える。地域を守る体制構築のために条例化を進め

全員参加の地域にすべきと考えるが市の見解は。



公明党 近藤芳宏 9
市東南部新河岸川の活用を

問生まれ変わった新河岸駅周辺を核とした市東南部地域の観光振興に向け、新河岸川の活用について

市はどう考えるか。

答産業観光部長 市では、当該地域の観光スポットや新河岸川河岸場跡を回遊するコースを設定した「小江戸川越みどころ90観光コース」や「川越百景コースガイド」を作成した。また、新河岸駅に



政晴会 明ヶ戸亮太 10
子供達の命を守る対策を！

問露出や卑猥な行為、粗暴な行為などの不審者情報は年間約120件。通路の安全確保のために、学校へGPS端末の持ち込み許可を出す考えは？

答市長 子どもの命を守ることは、何より優先しなければならぬ。安全

安心を確保するために、学校、市、教育委員会、地域で連携してさまざまな取り組みを進めていく



政晴会 川口啓介 11
外郭団体の見直し

問遅れている外郭団体の見直しについて、今後どのように進めていくのか伺う。

答総合政策部長※ 見直しが終了した外郭団体については、改善計画に掲げた項目について、毎年

度、進捗状況を把握するとともに、全ての外郭団体を対象に経営状況を調査し、市ホームページに公開している。今後の見



持続可能な開発目標

観光振興

外郭団体の見直し



公明党 小ノ澤 哲也 12
力を入れて取り組むべき！

問特定健診や特定保健指導は市民の健康維持につながる重要な施策である。今後、今まで以上に力を入れて取り組むべきと考えるが、市の決意は！

答栗原副市長 特定健康診査、特定保健指導の継続的な実施がもたらす、健康寿命の延伸と医療費適正化への影響は、強く認識している。第2期データヘルス計画等で、特

定健康診査等の受診率等向上の取り組みを定めている。今年度は、さまざまな方法で受診勧奨等を行う。このことは、将来にわたり国民皆保険の堅持、継続に必要で、医療費適正化につながる重要な事業であり、市を挙げて実施すべきと考える。今後は、関係課と連携し、策定した計画を推進する。

問健康維持の施策



日本共産党 川口 知子 13
いじめへの適切な対応を

問いじめ認知件数が増えている。重大事態に係る調査では、いじめの事実の全容を解明し再発防止につなげることが求められるが、教育長の考えは。

答教育長 いじめの訴えがあった場合、いじめがある前提で、また重大事態を想定した調査が求められる。全容の解明には、学校が確実に状況を把握し、学校いじめ対策委員

会と教育委員会へ速やかに報告するとともに、教育委員会が主体性をもって調査に取り組んでいく。そして、それを教訓とし、必要な措置を講じるなど、再発防止に努めることが求められる。今後はこの考えの下に、どの学校でも同じ対応ができるよう、徹底に努めていく。

問いじめへの取り組みを



日本共産党 池浜 あけみ 14
基地から市民の安全を守る

問米軍・自衛隊機の事故多発の中、オスプレイの横田基地配備は市民の安全を脅かす。危険なオスプレイを配備させない等国に要請すべきでないか。

答総務部長 オスプレイを前倒し配備するとの在日米軍の発表を受け、埼玉県基地対策協議会では、オスプレイの配備・運用については、住民生活への最大限の配慮が必要で

あり、安全性に不安を感じている住民もいることから、事前に関係自治体や住民に説明を行うよう、本年5月に防衛大臣および防衛省北関東防衛局長に対し、緊急要望を行った。今後も、当協議会を通じ、機会を捉え、市民の安全や生活環境の保全などを求めていきたい。

問基地から市民を守る



日本共産党 今野 英子 15
学校で男女共同参画推進を

問子どもたちに男女平等や人権の尊重について、学校教育の中で教えることが重要だと考えるが、教育長の見解を伺う。

答教育長 学校教育では男女共同参画社会の実現に向け、基本的人権の尊重を学ぶ人権教育や男女平等教育に児童生徒の発達段階に応じて取り組んでいる。教育委員会としては、次代を担う子ども

たちが、男女がそれぞれの価値観を認め合い、さまざまな分野で個性と能力を発揮できるように、また、働き方改革が一層求められる社会におけるワークライフバランスの実現に向けても、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進することが重要であると考えている。

問男女共同参画の実現



日本共産党 長田 雅基 16
障害児窓口のワンストップ

問手続き等の窓口がバラバラで分かりづらい。障がい児の申請等に係る窓口のワンストップ化による家族の負担軽減が必要と考えるが、市の考えは。

答市長 障害児支援に係る申請等は、保健、医療、福祉その他のさまざまな分野に及んでいるものと認識している。現在、保健センターに保健・医療分野の一部を配置してお

り、内容によっては、庁舎をまたいだ手続きが必要となっている。障害児支援に係る申請等は、相談内容に沿った親身な対応が求められる、障害児やその家族の視点に立ち、既存の相談窓口の連携も含め、より利便性の高い窓口の在り方等について、調査・研究していきたい。

問芳野地区の交通安全



日本共産党 柿田 有一 17
市民の利益を守る姿勢を

問TPPの発効は市民生活に広く影響し、市の利益に反する事態も想定されるが、市長はどのような姿勢で臨むつもりか。

答市長 TPPの発効は、特に農業や医療への影響が懸念されている。本市農業を将来に継続していくことは重要であり、経営規模の拡大等を支援するとともに、小規模経営の農業者が営農できる環

境を維持していくために、必要な施策を講じていきたい。また、医療については、薬剤費の高騰などの懸念が示されているが、TPPのアメリカ離脱に伴い、当面、影響はないとの意見もある。今後の国の動向や市内経済の状況に注視し、必要な対応を図っていきたい。

問TPPが及ぼす影響

請願・陳情等について

市政に関することで、意見や要望があるときは、どなたでも市議会に請願や陳情等を提出することができます。なお、請願書を提出する場合には、市議会議員の紹介を必要とします。

請願書の作成、提出については、議会事務局までお問い合わせいただくか、または川越市議会ホームページをご覧ください。

議会事務局 電話：049-224-6067
川越市議会公式ホームページ
<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shigikai/index.html>

【川越市議会ホームページ】から【請願、陳情等】の順にクリックしてください。

問道路の不具合等の通報にスマートフォンアプリを利用し、GPS機能により位置と写真で状況を把握するシステムを導入してはどうか。

答建設部長 スマートフォンなどで写真や位置情報を知らせてもらうことにより、市民からは連絡しやすく、市としても状況の把握や場所の特定がしやすいことから、通常



やまぶき会 矢部 節 18
道路損傷の通報アプリ導入

自治防災と安心社会
通学路の安全性と道路

時も含め、非常時もある。効果があると考えられる。アプリの導入については、他市の取り組み状況や市内部で関連する部署と調整を図りながら検討していきたいと考えている。

市政報告

今定例会では、議案以外に市政の重要事項として、5件の報告がありました。報告内容は、11～13ページをご覧ください。

市政報告の内容および市政報告に対する質疑については、今定例会の会議録（8月下旬頃から、川越市議会ホームページまたは図書館等で）よりご覧いただけます。なお、タイトルに※印のある市政報告は、インターネット録画放送（川越市議会ホームページから）よりご覧いただけます。

市内中学生傷害事件に係る対応について*

教員の処分について

市内中学生傷害事件については、平成29年7月10日に和解が成立した。教育委員会としては、本件のような重大事件は二度と起こさないという固い決意の下に、検証を行うことが重要であると考えた。そこで、第三者を含めた検証のための会議を重ね、「市内中学生傷害事件に係る検証報告書」をまとめ、平成30年第1回定例会にて、報告した。

今般、本件に係る対応として、教員の処分について、次のとおり報告する。

県費負担教職員の懲戒処分は、対象となった教員の行為が、懲戒処分相当の非違行為に該当するか否かを、服務監督権者である市教育委員会が判断し、懲戒処分に相当すると思料する場合には、県教育委員会にその旨を内申する。その後、任命権者である県教育委員会が懲戒処分相当と判断した場合には、懲戒処分となる。

本件については、第一審判決の中で教員の対応について指摘された事項を踏まえ、教員の行為が、懲戒処分相当の非違行為に該当するかどうかの検討をしてきた。その後、平成29年11月20日の教育委員会第11回定例会での意見を踏まえ、教育長が懲戒処分の内申はしないと判断し、県教育委員会に内申しなかった。

その理由としては、教員は、本件が発生する前から問題が発生した際に、その都度対応しており、注意を著しく怠っていたとまではいえないこと、不適切な指導および言動をしてはいないことなどによる。

教員および加害者らに対する求償について

本件に係る対応として、教員および加害者らに対する求償について、次のとおり報告する。

1 教員に対する求償について

本市が支払った解決金については、国家賠償法によって、教員に故意または重大な過失があったときは、その教員に対して、求償権を有することとなる。

重大な過失とは、判例によると、「わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」ものとされている。

本件においては、和解の基礎となった第一審判決において認定された事実を検証した結果、教員には、故意または重大な過失があったとまでは認められず、求償権を有しないという判断を、平成30年2月27日にした。

2 加害者らに対する求償について

本件は、加害者の暴行と市の安全配慮義務違反により被害が発生したことから、共同不法行為と判断された。

共同不法行為者のうち1人が損害の全額を賠償した場合については、その全額を負担した者は、自己の寄与度を超える額について他の共同不法行為者に求償することができることとされている。

このため、加害者らに対して求償権を行使していくことを、平成30年2月27日に判断した。

新たな交通施策の実施について

平成8年3月から、交通空白地域の解消、高齢者や障害者の移動に配慮した交通手段等を目的として、市内循環バス「川越シャトル」を運行しているが、今後さらに地域における生活の利便性の向上を図るため、新たな交通施策を実施しようとするものである。

1 目的

公共交通機関が充実している市中心部を除いた、市内の交通空白地域における市民の移動支援

2 サービス対象地域

市中心部を除き、交通空白地域間の移動、交通空白地域と周辺の交通結節点もしくは主要施設の移動

3 対策手法

一般乗合旅客自動車運送事業によるデマンド型交通

4 対象者

市民を対象者とする。なお、運行開始後、需要が少ない場合には、対象者を拡大することを検討する。

5 運行日

12月29日から1月3日までを除く毎日

6 運行時間

運行日の午前8時から午後6時まで

7 料金体系

料金を1回500円の定額制とし、未就学児、小学生、高齢者、障害者等については、割引制度を設け利用促進を図っていく。

8 実施地区

市中心部を除き、市内を3つの地区に分け、平成30年度中に、地区3の1地区の運行開始を目指す。残りの2地区（地区1・地区2）については、運行開始に関する準備を進め、準備が整い次第、運行を開始する。

地区1…芳野・古谷・南古谷・本庁の一部

地区2…高階・福原・大東・本庁の一部

地区3…霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部

9 車両サイズ・台数

ワゴン車両により各地区1台で運行する。

10 今後の見直しについて

持続的に運行可能な交通とすることを前提として、利用状況等を考慮しながら、おおむね2、3年で随時見直しを行い、事業を実施していく。

11 その他

(1)精神障害者（児）の介護者料金については、川越シャトルと新たな交通の両事業において、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討する。

(2)新たな交通は、市民を対象としていることから、市広報やホームページ、さらには地域における説明会等を通じて事業のPRに努め、周知徹底を図る。

別途管理している水道料金債権について

1 現状の管理について

水道料金債権については、平成15年10月の最高裁判所決定により、私法上の債権とされたことから、民法の規定する債務者側の「時効の援用」がない限り、たとえ時効が完成しても債権は消滅しないこととなった。

このため、時効期間経過後一定期間が経過した債権を、会計上は不納欠損処理し、時効の援用のない債権は放棄せずに別途管理しているものである。

【別途管理債権の状況（平成29年4月1日現在）】

債務者数 9, 244人

債権金額 62, 258, 451円

2 現状に至る経緯について

(1)平成13年5月

東京高等裁判所において「給水契約は私法上の契約であり、水道料金債権は、民法第173条第1号に該当するため、消滅時効は2年」と判決。

(2)平成15年10月

最高裁判所上告不受理により東京高等裁判所判決確定。

(3)平成16年11月

総務省自治財政局公営企業課から「水道料金債権の消滅時効について」により法解釈変更の通知。

(4)平成17年1月

公益社団法人日本水道協会から「水道料金債権の消滅時効に関するQ&Aの送付について（水協発第1601号）」により事務処理方法等の提示。

(5)平成17年4月

不納欠損処理後、時効の援用のない債権について、別途管理する方針を決定。

3 今後の方針について

別途管理債権は、ほとんどが「債務者の所在不明」が回収不能理由となっている。

水道法の規定上、給水開始の申し込みに当たり、住民票に記載された住所の提示等を給水条件とすることはできないが、今後は申し込み後、速やかに住民登録情報を確認し、申し込み住所地に住民登録が無い方に対しては、改めて「使用開始届」の提出を求める等、申し込み時点での本人確認の対策を強化していく。

また、所在不明の債務者となる方は、料金滞納による給水停止を繰り返す傾向にあることから、料金を全納できず分納誓約書の提出により開栓する方に対しては、併せて運転免許証等の本人確認ができる書類の提示を求めるなどの対策を進めていく。それでもなお、不納欠損額の縮減効果が見られない場合は、予納金制度の再導入等も含め、対策を検討していく。

なお、累積している別途管理債権については、9000人を超える債務者について再調査を行うため、必要な要員を確保するなど、早急に債権管理のための体制強化に取り組んでいく。

水道料金債権については、地方公営企業会計原則を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、別途管理債権については今後、決算資料に添付するなど、適切に報告していく。

市有施設のブロック塀の点検調査および通学路の安全点検について*

1 点検調査の概要について

(1)点検調査の対象

市が所有し、管理している施設のブロック塀

(2)点検調査の内容

- ①ブロック塀の有無
- ②高さが2.2mを超えるブロック塀の有無
- ③高さが1.2mを超える場合で3.4m以下の間隔で控え壁を設置していないブロック塀の有無
- ④劣化(傾きを含む)や損傷があるブロック塀の有無

(3)点検調査の開始時期

市立小中学校および市立保育園等は6月19日に、その他の市有施設は6月21日に点検調査を開始

2 点検調査の結果

(1)小中学校

6月23日から25日に行った、一級建築士の資格を有する職員による点検調査後の結果

点検調査の内容	①	②	③	④
結果(件数)	42	5	17	11

(2)その他の市有施設

6月26日までに、施設所管部署から報告を受けた点検調査の結果

点検調査の内容	①	②	③	④
結果(件数)	58	4	24	12

※報告のあったブロック塀には、民地との境界にあり現時点でその所有が明確でないものを含み、調査内容②から④の報告件数は、重複している場合がある。

3 小中学校にあるブロック塀の対応について

6月19日、各小中学校長に指示をし、教職員による緊急点検を行い、その結果を6月20日までに受けた。

小学校3校、中学校1校のブロック塀の高さが建築基準法の規定2.2mを超えていることが確認され、そのうち仙波小学校プール外壁については、道路に面しており、早急な対応が必要と判断し、6月23日から24日までに撤去および仮設目隠しの設置を完了した。

さらに、全ての学校について、直ちに専門的知識を有する者による点検が必要と判断し、6月23日から25日に一級建築士資格を有する職員による点検を実施。その結果、高さが2.2mを超えていたブロック塀が小学

校4校、中学校1校で確認され、この5校のブロック塀については、6月28日から順次撤去を行っている。また、建築基準法に規定されている高さが1.2mを超え、控え壁が3.4m以下の間隔で設置されていないブロック塀が、小学校14校、中学校3校で確認され、直ちに倒壊等のおそれはないものの、著しいひび割れ、破損または傾斜が生じているブロック塀が小学校8校、中学校3校で確認された。

これら全てのものについては、緊急性の高いものから優先順位を付け、順次早急に撤去または修繕を実施する。

4 通学路の安全点検と対応について

6月27日までに全ての市立学校において追加の安全点検が終了した。追加点検では、通学路すべてに至るまで点検をし、市立川越高等学校、市立特別支援学校も、それぞれ川越駅、札の辻バス停から学校までの通学路の安全点検を実施し、結果、全ての市立学校の通学路で、地震発生時に危険性のある場所があることを確認した。

確認した危険性のある場所については、学校が児童生徒と共有し、地震が発生した時に危険性のある場所にいた場合、壁などから離れる、頭部を保護するなどの行動がとれるよう指導するとともに、日常の登下校等においても、危険性のある場所は注意して通るよう指導している。また、保護者や地域にも通学路の安全点検を実施したことを伝え、家庭でも地震発生時に、児童生徒が自分の安全を守ることができるよう指導してもらうとともに、地域には児童生徒の安全確保への協力をお願いし、併せて、地域全体で防災への意識を高めてもらえるよう取り組んでいく。

5 今後の対応について

引き続き、市有施設の調査内容を精査するとともに、建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀をはじめ報告のあったブロック塀については、6月27日から一級建築士の資格を有する職員による現地調査を実施しており、調査の結果を踏まえて、早急な撤去や修繕等を実施していく。また、現在集計を行っている民間の保育施設等の点検結果および、今後、市有施設のブロック塀の撤去や修繕等の対応を行った場合は、適時報告する。

市内中学校元生徒らによる損害賠償請求に係る訴状が提出されるまでの経緯について*

1 事案の概要

平成27年4月に市内中学校に入学した生徒およびその親権者である父母は、元生徒が不登校になったことは学校でのいじめが原因であると考え、このいじめに対する学校の対応は、いじめ防止対策推進法に規定する速やかな措置を講ずることなどの義務違反であり、その義務違反は、国家賠償法上の違法であるとして、本市に損害賠償を請求した。

2 請求金額 21,831,788円

3 当事者 原告 元生徒および親権者である父母
被告 川越市

4 経緯

平成27年4月 元生徒が市内中学校に入学
12月 元生徒がいじめを受けていると学校に申し立て

平成28年1月以降 元生徒が授業を受けるに当たっての支援を行いながら、元生徒の保護者および代理人と継続した話し合いを行う。

平成29年1月 当該中学校「いじめ対策委員会」が調査開始

4月 当該中学校が「いじめ対策委員会」報告書を保護者に交付

7月 保護者からの申し入れにより、教育委員会における「川越市いじめ問題対策委員会」が調査開始

平成30年3月 教育委員会が「いじめ事案に関する報告書」を保護者に交付

5月9日 提訴

6月22日 訴状受理

第2回 急施臨時会

第2回急施臨時会を4月6日に開会し、市長提出議案5件および議員提出議案1件の審議、議長・副議長の辞職、選挙、各委員会の委員の選任等が行われ、同日閉会しました。

なお、急施臨時会とは、議会の招集に際し、法定告示期間（7日）を置かず、開催した臨時会をいいます。

議案に対する質疑については、第2回急施臨時会の会議録（川越市議会ホームページまたは図書館等）またはインターネット録画放送（川越市議会ホームページから）よりご覧いただけます。

市長提出議案

議案第58号 専決処分の承認

—承認—

介護保険法施行規則等の改正に伴い、指定地域密着型介護サービス事業者の申請者の基準や、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所および指定夜間対応型訪問介護事業所における人員の基準について、川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正したものです。

議案第59号 川越市道路線の認定

—原案可決—

分譲による開発行為に伴い新設した今福地内の市道6956号線の認定を求めるものです。

議案第60号 専決処分の承認

—承認—

地方税法等の改正に伴い、国際的二重課税の調整のため、内国法人が外国関係会社に対して課された所得税等の合算課税の対象部分のうち、その内国法人の法人税等から控除し切れなかった金額の法人市民税からの控除、法人市民税の納期限を延長した場合の延滞金

の計算期間、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税および都市計画税減額の申告手続、その他所要の規定について、川越市税条例の一部を改正したものです。

議案第61号 専決処分の承認

—承認—

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減対象となる所得基準額の引き上げについて、川越市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

同意第2号 副市長の選任（穴戸信敏氏）

—同意—

議員提出議案

議案第1号 川越市議会委員会条例の一部を改正する条例

—原案可決—

平成30年4月1日付で新たに会派が結成されたことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を変更しようとするものです。

議長・副議長

大泉一夫議長、中原秀文副議長の辞職願が提出され、これを許可しました。

議長、副議長が欠員となったため、選挙を行った結果、議長に小野澤康弘議員が、副議長に山木綾子議員が当選し、就任しました。

*議長、副議長の紹介は、16ページをご覧ください。

議会運営委員会

三上喜久蔵委員長、吉野郁恵副委員長、吉敷賢一郎委員、中村文明委員、小野澤康弘委員、小ノ澤哲也委員から委員の辞任願が提出され、これを許可し、新たに海沼秀幸議員、荻窪利充議員、桐野忠議員、中原秀文議員、近藤芳宏議員、新井喜一議員を委員に選任しました。あわせて新たに会派が結成されたことから、小林薫議員を委員に選任しました。

同日、正副委員長の互選を行った結果、小林薫委員が委員長に、中原秀文委員が副委員長に互選されました。

消防組合議会議員

1名の欠員が生じたため、選挙を行った結果、次の議員が当選しました。

中原 秀文



特別委員会

●2020年東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

中村文明委員、小野澤康弘委員から委員の辞任願が提出され、これを許可し、新たに中原秀文議員、小ノ澤哲也議員を委員に選任しました。

●川越駅周辺対策特別委員会

山木綾子委員長、小ノ澤哲也副委員長、小高浩行委員から委員の辞任願が提出され、これを許可し、新たに中原秀文議員、吉田光雄議員、大泉一夫議員を委員に選任しました。

同日、委員長の互選を行った結果、吉田光雄委員が委員長に互選されました。

●防災・減災対策特別委員会

小野澤康弘委員長、桐野忠副委員長、山木綾子委員から委員の辞任願が提出され、これを許可し、新たに小高浩行議員、大泉一夫議員、片野広隆議員を委員に選任しました。

同日、正副委員長の互選を行った結果、吉野郁恵委員が委員長に、樋口直喜委員が副委員長に互選されました。

議 会 情 報

図書室委員会

4月6日、山木綾子委員から片野広隆議員に委員の変更がありました。

議会運営委員会

5月22日、海沼秀幸委員、荻窪利充委員から辞任願が提出され、同日、議長がこれを許可し、新たに吉敷賢一郎議員、三上喜久蔵議員を委員に選任しました。

川越駅周辺対策特別委員会

5月22日、三浦邦彦委員から辞任願が提出され、同日、議長がこれを許可し、新たに栗原瑞治議員を委員に選任しました。

6月26日、副委員長の互選を行った結果、樋口直喜委員が副委員長に互選されました。副委員長

の互選後、吉田光雄委員

長から委員長の辞任願が

提出され、これを許可し

ました。同日、委員長の

互選を行った結果、大泉

一夫委員が委員長に互選

されました。

常任委員会

5月22日、次のとおり常任委員会の所属変更がありました。

三浦邦彦議員

産業建設常任委員会から

総務財政常任委員会へ

関口勇議員

総務財政常任委員会から

産業建設常任委員会へ

議席の変更

6月7日、次のとおり議席が変更となりました。

小野澤康弘議員 第21番

吉田 光雄議員 第27番

川越市における同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願 一採 択一

請願第1号

提出者 請願共同代表者 川越市脇田本町9-9 (1102号室) 古積 健
川越市脇田本町9-9 (1102号室) 相場 謙治 ほか2828名

【概 要】

レズビアン（女性に惹かれる女性）、ゲイ（男性に惹かれる男性）、バイセクシュアル（両方の性を好きな人）、トランスジェンダー（ももとの性と別の性を生きたい・もしくは生きている人）の頭文字をとった総称を「LGBT」といい、そうした「セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）」に当たる人は人口の5%ほど、20人に1人いるとされてきました。

今、川越市には声を出さずにひっそりと生きることを余儀なくされている性的少数者の当事者が多く居住しているはず。いかなる人間も一人では生きていけません。家族を営むことは人としての根源的な人権です。同性と親密な関係を築きたい人を、そこから排除することは、不当な差別にもつながります。

多様性が都市の魅力形成する重要な要素として認識されている世界では、LGBTの人たちにそうでない人と同様の権利を与えることは当然で、近年ではそれに加え、当事者にとって活躍しやすい社会づくりに向けてさまざまな法律が次々と生まれている状況です。

観光都市そして国際都市たる川越市は、2020年の東京オリンピックの開催都市でもあり、人権を尊重する都市として認められることは、市民のプライドの醸成にもつながるでしょう。国際オリンピック委員会は、オリンピズムの根本原則に「性的指向による差別の禁止」を明文で盛り込みました。私たちは、川越市がオリンピズムの根本原則にのっとり、同性カップルを含む「パートナーシップの公的認証」のための制度を作することを希望しています。そのことがLGBTへの理解の促進、差別の解消につながり、性的少数者が自分らしく生きられる社会の実現に近づくことができるばかりか、他の自治体や国、企業に対して大きなインパクトを与えることになると考えます。

これらの動きは日本の自治体や企業にも波及しており、東京都渋谷区・世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、福岡県福岡市で同性パートナーの認証制度が開始されています。国レベルでも超党派のLGBT議員連盟が発足し、自民党、公明党、民進党などでも特命委員会などが活動を始めています。民間企業では、同性カップルにも異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されており、生命保険会社では同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認めるようになってきています。

性的少数者は、これまでさまざまな行政サービスの対象から外されてきましたが、全ての川越市民が「住むことに誇りを持ち、住んでよかったと思えるまち」と思えるよう、以下の施策を積極的に進めていただきたいと考えております。

1. 川越市でも、同性同士で生活する者も家族として扱う「パートナーシップの認証制度（仮称）」を創設し、その存在を公に認める方策をとることにより、川越市を性的少数者にとっても住みやすい、魅力ある観光都市、国際都市にしていきたい。
2. 川越市が、婚姻や事実婚などの関係にある異性カップルを「家族」という単位で供与するサービスや事務にはどのようなものがあるのか、具体的に精査することを求めます。その上でそれらのうちどれが同性カップルにも適用が可能かについて提示していただきたい。
3. 川越市の教育、福祉、医療、就業、その他の行政活動において、性自認（GI）、性的指向（SO）による差別を許さないための諸施策を講じていただきたい。

「水害対策をはじめとした防災・減災に関する要請書」を市長に提出

防災・減災対策特別委員会は、平成29年10月に発生した台風第21号による被害を契機に設置され、風水害対策に関すること、とりわけ二度と同じような被害が起こらないよう対策を講じる必要があるとの共通認識の下、水害対策について優先的に調査を行っています。

本格的な雨期を迎え、市民の生命と財産を守るため、6月27日、緊急に「水害対策をはじめとした防災・減災に関する要請書」を市長に提出しました。

○早急な災害復旧について

一刻も早い災害復旧に努めるとともに復旧工事が完了するまでの間、二次災害が発生しないよう、その対策を講じること。また、被災者支援の充実を検討すること。

○組織体制の見直しについて

これまでの間、庁内の組織体制の見直しが図られたが、消防等関係機関や市民との連携についても早急に見直しを行うこと。

○人材育成について

市民や市職員の防災知識の向上を図り、地域の防災アドバイザーとなる防災士の育成に努めるとともにその補助を図ること。

○市民への啓発活動について

自助・共助・公助の観点から防災ハンドブックや内水・洪水ハザードマップを早急に作成し、全戸配布するとともにホームページでの周知に努めること。

○マイタイムラインの普及について

災害の発生を前提に、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、市、地域住民や関係機関などが連携した防災行動とその実施主体を整理したマイタイムラインを策定するとともに災害の早期予知に努めること。

○防災訓練の充実について

地域ごとの特徴を捉え、画一的な訓練ではなく、地域住民とのコミュニケーションを図り、地域に即した実効性のある訓練を実施すること。

議場コンサート

6月7日、今定例会の開会日に議場コンサートを開催しました。

今回は、平成29年度川越市人材発掘公開オーディションで選ばれた団体の一つである「Figur フィギュールサクソフォンカルテット サクソフォンカルテット Saxophone Quartet」により、「ディヴェルティメント ニ長調 K.136」、「ふるさと」、「A列車でいこう」の3曲の演奏が行われました。



川越市人材発掘公開オーディションとは…市内小学校でのアウトリーチ（ワークショップ付演奏会）活動、市主催の各種イベントへの出演など、音楽の楽しさ、すばらしさを次世代へ伝えるための活動をしていただく人・グループを選考するため開催するものです。



発行 川越市議会
編集 川越市議会広報紙
編集委員会
電話 049-224-6067

（桐野 忠）
梅雨明けが例年より早く、体調管理が大変だと感じている方も多いのではと思います。さて、今議会中には大阪北部地震があり、改めて事前防災の大切さを痛感しました。5件の市政報告の中には、地震を受け市内小中学校の塀等の調査報告もありました。また、市民要望が多かった、新たな交通施策についても報告があり、議員提出議案も提出され、請願も採択と、今回は盛りだくさんの議会だよりになりました。今後も見やすい紙面になるよう努力してまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。



副議長
山木綾子

経歴
平成15年に市議会議員に初当選し今期が4期目となります。現在までに文化教育常任委員長、総務常任副委員長等を歴任しています。



議長
小野澤康弘

経歴
平成15年に市議会議員に初当選し今期が4期目となります。現在までに市議会議長、議会運営委員長等を歴任しています。

正副議長の紹介

今定例会の傍聴人数

平成30年川越市議会第3回定例会
合計96名の方が傍聴されました。

開会日	…… 11名	一般質問②	…… 8名
議案質疑①	…… 3名	一般質問③	…… 8名
議案質疑②	…… 6名	一般質問④	…… 11名
一般質問①	…… 14名	最終日	…… 35名

次回もお待ちしております

編集後記

梅雨明けが例年より早く、体調管理が大変だと感じている方も多いのではと思います。さて、今議会中には大阪北部地震があり、改めて事前防災の大切さを痛感しました。5件の市政報告の中には、地震を受け市内小中学校の塀等の調査報告もありました。また、市民要望が多かった、新たな交通施策についても報告があり、議員提出議案も提出され、請願も採択と、今回は盛りだくさんの議会だよりになりました。今後も見やすい紙面になるよう努力してまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

この印刷物は、グリーン購入法に適合する紙を使用し、印刷用の紙へ、リサイクルできます。

